

## インバウンド向け防災観光推進事業業務 企画提案募集要領

インバウンド向け防災観光推進事業業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、すぐれた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 第1 募集事項

#### 1 案件名 インバウンド向け防災観光推進事業業務

#### 2 事業目的

東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、各団体が提供している多様な防災学習コンテンツを収集・整理し防災観光ツールを整備するとともに、国内外に向けて防災観光プログラムを発信することで、防災教育と観光を組み合わせたインバウンド向け防災観光の推進を図る。

平成29年度に「防災観光プログラム」を広く発信する基盤を整備し、平成30年度はプログラムを更に整備拡充し、海外メディアや専門家・教育旅行関係者の招請による国外への発信力の向上、防災コンテンツの更なる磨き上げやコンテンツの多言語化、受入団体の人材育成を目的とした研修による受入体制の強化を図ってきた。

平成31年度は、「防災観光」の魅力をより広く周知させることを第一に、前年度までに課題となっている施策について見直しを進め、更なるコンテンツの磨き上げを行うため、①ウェブサイトとコンテンツの改修・増強、②周知拡大に向けた活動、③受け入れ体制の強化を活動の3本の柱として推進する。

#### 3 契約期間 契約締結の日から令和2年3月31日まで

#### 4 対象地域 宮城県を中心としたエリア

#### 5 契約の相手方の選定

本事業は、宮城県及び仙台市による連携事業であり、仙台市が幹事市として、公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

#### 6 業務内容

別紙1「インバウンド向け防災観光推進事業業務 仕様書」のとおり

## 第2 応募資格

仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと  
※「地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者」とは次に掲げる者をいう。
  - ア 契約を締結する能力を有しない者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 営業に関し、関係法令に基づく許可・登録等を受けていること
- (3) 仙台市に本店又は支店がある場合は、仙台市から課税されている市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税を滞納していないこと
- (4) 消費税及び地方消費税について滞納のないこと
- (5) 仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する「暴力団員等」でないこと
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと（暴力団等との関係を有しないこと）

## 第3 スケジュール（予定を含む。）

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| ・企画提案募集開始               | 令和元年5月14日（火） |
| ・企画提案説明会                | 令和元年5月17日（金） |
| ・企画提案書作成等に関する質問受付期限     | 令和元年5月21日（火） |
| ・企画提案書作成等に関する質問への回答期限   | 令和元年5月22日（水） |
| ・企画提案書の提出期限             | 令和元年5月28日（火） |
| ・企画提案書の選考（プレゼンテーションの実施） | 令和元年5月29日（水） |
| ・企画提案書の選考結果の通知（予定）      | 令和元年5月30日（木） |

## 第4 応募手続

### 1 企画提案書作成等に関する質問の受付

- (1) 受付期限令和元年5月21日（火）12時まで（必着）
- (2) 提出方法

- ア 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。
- イ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

仙台市文化観光局東北連携推進室

[bun008620@city.sendai.jp](mailto:bun008620@city.sendai.jp)

- ウ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、令和元年5月17日（金）の説明会に出席した事業者にメール

で回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

## 2 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

ア 応募申込書（様式第2号）

イ 企画提案書（任意様式。A 4版片面印刷。表紙と目次を除き15ページ以内、カラー印刷も可、見積書含む。）10部

ウ 類似業務受注実績（様式第3号）10部

- ・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
- ・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

エ 会社概要 2部

オ 市税の滞納がないことの証明書 1部

※ 「市税の滞納がないことの証明書」は各区役所税務会計課、総合支所税務住民課の窓口にて申請してください。

カ 消費税及び地方消費税に関する証明書〔納税証明書（その3）：未納税額の証明書〕 1部

※ 所在地（納税地）を所轄する税務署の窓口にて請求してください

(2) 企画提案書の構成別紙2「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限 令和元年5月28日（火）12時まで（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出先 仙台市文化観光局東北連携推進室（仙台市役所4階）

## 第5 業務委託候補者の選考

### 1 業務委託候補者の選考方法

仙台市が設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を者選定して業務委託候補者とする。

### 2 審査委員会での企画提案書の選考

(1) 実施日 令和元年5月29日（水）午前 ※実施時間は別途定める。

(2) 実施会場 仙台市役所4階 文化観光局第一会議室  
（仙台市青葉区国分町3丁目7番1号）

(3) 実施方法

- ・出席者は1提案につき3名以内とする。
- ・1応募者あたりの持ち時間は、20分以内（説明10分、質疑応答10分）とし、仙台

市が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。

- ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

(4) 審査結果の通知

審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

## 第6 評価基準・配点及び予定価格

### 1 次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

(1) 業務実施の方向性及び全体計画（配点15点）

- ① 事業の理解度
- ② 業務遂行能力

(2) ウェブサイトとコンテンツの改修・増強（配点20点）

- ① 防災観光コンテンツ整備・多言語化
- ② ウェブサイトにおける防災観光ツールの改修・機能強化

(3) 周知拡大に向けた活動（配点35点）

- ① ウェブ広告等による情報発信
- ② 海外の教育旅行関係者・防災関係者等の招請
- ③ 防災観光プログラムの旅行商品化と販売促進

(4) 受け入れ体制の強化（配点10点）

- ① 人材育成研修の方針・考え方

(6) 独自提案、業務の実施体制及び効率性（配点20点）

- ① その他防災観光推進に係る独自提案
- ② 実施体制及び実績
- ③ 事業費の妥当性

### 2 予定価格

7,623,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

※1 本事業は、仙台市及び宮城県の連携事業であり、仙台市が委託する本業務に対する概算見積書に加え、宮城県に対しての概算見積書も併せて提出すること。

※2 仙台市及び宮城県の予定価格の総額（上限額）は、15,246,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）であり、負担割合は以下のとおりである。企画提案書の作成にあたっては負担割合なども考慮すること。

宮城県	仙台市
1 / 2	1 / 2

※3 業務内容別に区分し、さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

## 第7 その他必要な事項

### 1 契約に関する条件等

#### (1) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は宮城県及び仙台市に帰属するものとし、また、宮城県及び仙台市は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

#### (2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (3) 個人情報の保護

受託者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に委託者の了解を得た場合を除き、原則として、複製及び複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

### 2 その他

#### (1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。また、提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。

#### (2) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

#### (3) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

#### (4) 本業務により得られた成果は、全て宮城県及び仙台市に帰属するものとする。

#### (5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期し、又は取り止めることがある。

#### (6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、仙台市と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次仙台市と協議することとする。